

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 新入社員の海外留学費用

Q：当社では、将来の幹部社員養成のため、新入社員のうち成績が優秀である者について、当社の指定する外国の大学に1年間留学させることにしています。その留学費用については、当社が全額負担することにしていますが、この費用負担については、給与として課税しなければならないのでしょうか。

A：会社の指示に基づき、短期間留学させるような場合には、その留学費用の負担については、給与として課税しなくて差し支えないものと考えられます。

### 【解説】

使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人としての職務に直接必要な技術や知識を習得させ、又は免許や資格を習得させるための研修会、講習会等の出席費用や大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適切なものに限り、課税しなくて差し支えないこととされています。

ご質問の場合、海外留学をすることが、その者の職務に直接必要であるかどうかということが判断の基準となりますが、この場合、その海外留学が、大学卒業という資格の取得を目的としたものではなく、短期間、幹部社員としての一般教養の習得を目的とするというようなものであれば、職務に直接必要なものと判断して差し支えないものと考えられます。

